

第5編 学 則

第1章 学 部

第1節 総合福祉学部 総合マネジメント学部 教育学部 健康科学部

○学 則

第1章 総 則

第1節 目的、使命及び自己評価等

(目的、使命)

第1条 東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

第2節 組織及び収容定員

(学 部)

第3条 本学に、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部及び健康科学部を置く。

2 前項の学部に置く学科、専攻及び収容定員は次の通りとする。

() 内は専攻定員

学 部	学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
総合福祉学部	社会福祉学科	400名	1,600名
	福祉心理学科	120名	480名
	福祉行政学科	100名	400名
	小 計	620名	2,480名
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	100名	400名
	情報福祉マネジメント学科	100名	400名
	小 計	200名	800名
教育学部	教育学科	250名	1,000名
	初等教育専攻	(210名)	(840名)
	中等教育専攻	(40名)	(160名)
	小 計	250名	1,000名
健康科学部	保健看護学科	80名	320名
	リハビリテーション学科	80名	320名
	作業療法学専攻	(40名)	(160名)
	理学療法学専攻	(40名)	(160名)
	医療経営管理学科	70名	280名
	小 計	230名	920名
総 計		1,300名	5,200名

- 3 前項の学部学科等にコースを置くことができる。なお、コース及びその教育課程は別に定める。
- 4 学部学科の教育研究上の目的は、別添1の通りとする。
- 5 第一項の総合福祉学部に通信教育部を置く。通信教育部に置く学科及び収容定員は次の通りとする。

学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
社会福祉学科	600名	2,400名
福祉心理学科	200名	800名
計	800名	3,200名

- 6 通信教育部の学則は別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する学則は別に定める。

(附属研究所・センター等)

第5条 本学に次の研究所及びセンターを置く。

感性福祉研究所 仏教文化研究所 高等教育推進センター

- 2 研究所の組織・運営等に関する規程は別に定める。

(図書館・美術工芸館)

第6条 本学に関書館及び美術工芸館を置く。

2 関書館及び美術工芸館の組織・運営等に関する規程は別に定める。

(せんだんホスピタル)

第7条 本学にせんだんホスピタルを置く。

2 せんだんホスピタルの組織・運営等に関する規程は別に定める。

(事務局)

第8条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織・運営等に関する規程は別に定める。

第3節 教職員

(教職員)

第9条 本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、学部長、関書館長、美術工芸館長、病院長、学科長、所長、センター長

教授、准教授、講師、助教

局長、部長、部長代行、副部長、副センター長、室長、副館長、次長、課長、課長補佐、係長、主任、事務員、司書、学芸員、助手、その他必要な職員

(人事委員会)

第10条 本学の専任教員の任免及び昇任または降任の選考に関し、学長の諮問に応ずるため人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する規程は別に定める。

(名誉教授)

第10条の2 本学に功労があり、学術上功績のある者に対して人事委員会の推薦により名誉教授の称号を贈ることができる。

2 名誉教授の称号授与に関する規程は別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第11条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、総務局長、学部長、学科長、専任の教授及び専任の准教授をもって組織する。ただし、休職者及び教授会決議によって出席の停止を命じ

られた者を除く。

(招集者)

第12条 教授会は学長が招集する。

(審議事項)

第13条 教授会は次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を参酌して学長が定めたもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第5節 学年、授業期間、学期及び休業日

(学年・授業期間)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 毎学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週を原則とする。

(学 期)

第15条 学年を分けて次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学創立記念日（9月25日）

(4) 春季休業（3月24日より3月31日まで）

(5) 夏季休業（8月1日より8月29日まで）

(6) 冬季休業（12月25日より翌年1月10日まで）

- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更し、あるいは前項に定めるものの他に臨時休業日を定めることができる。

第2章 学 部 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 各学部の修業年限は4年とする。

(早期卒業)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、第46条に定める要件に該当する場合には、卒業を認めることができる。

(長期履修学生)

第17条の3 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。ただし、第18条に定める最長在学年限を超えることはできない。

- 2 長期履修学生に関し、必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第18条 学生は8年を越えて在学することはできない。ただし、第26条第1項の第1号・第2号・第3号・第4号・第5号の規定により入学した学生は第29条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学時期)

第19条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、転入学、編入学、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校、又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学におけ

る教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18才に達した者

(入学の出願)

第21条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の諸納金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第24条 保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する学費につき、保証書記載額を限度に責任を負うことのできる者で、保証人は1名とし、独立生計者とする。

2 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおして身上変更届及び証明書類を提出しなければならない。

3 この学則に定めるものの他、保証人に関する必要な事項は、保証人に関する取扱規程を準用する。

(改姓等)

第25条 学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない。

(編入学・転入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部及び健康科学部医療経営管理学科への入学を志願する者があるときは、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 修業年限4年以上の大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者、又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則（附則）第7条に定める従前の規定による高等学校・専門学校、又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(再入学)

第27条 本学に1年以上在学し依願退学した者で、同じ学科に再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

(転学部・転学科・転籍)

第28条 転学部・転学科・転籍を希望する者は1年次もしくは2年次終了時、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(編入学・転入学・再入学・転学部・転学科・転籍者の授業科目及び単位数の取扱い)

第29条 編入学・転入学・再入学の規定により入学を許可された者及び転学部・転学科・転籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第30条 本学に開設する授業科目は、その内容により基盤教育科目（総合基礎科目）・専門教育科目及び資格科目とする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。なお、これらの授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 授業科目及び単位数は次のとおりである。

-
- (1) 基盤教育科目 (総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部
(リハビリテーション学科、医療経営管理学科)) (別表 1-①)
総合基礎科目 (健康科学部保健看護学科) (別表 1-②)
- (2) 専門教育科目
- 1) 総合福祉学部社会福祉学科 (別表 2)
- 2) 総合福祉学部福祉心理学科 (別表 3)
- 3) 総合福祉学部福祉行政学科 (別表 4)
- 4) 総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科 (別表 5)
- 5) 総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科 (別表 6)
- 6) 教育学部教育学科 (別表 7)
- ①初等教育専攻 (別表 7-①)
- ②中等教育専攻 (別表 7-②)
- 7) 健康科学部保健看護学科 (別表 8)
- 8) 健康科学部リハビリテーション学科
- ①作業療法学専攻 (別表 9-①)
- ②理学療法学専攻 (別表 9-②)
- 9) 健康科学部医療経営管理学科 (別表 10)
- (3) 社会福祉士国家試験受験資格に関する指定科目 (総合福祉学部) (別表 11)
- (4) 社会福祉士国家試験受験資格に関する基礎科目 (総合福祉学部) (別表 12)
- (5) 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する指定科目 (総合福祉学部) (別表 13)
- (6) 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する基礎科目 (総合福祉学部) (別表 14)
- (7) 保育士資格に関する科目 (総合福祉学部社会福祉学科) (別表 15)
- (8) 保育士資格に関する科目 (教育学部教育学科初等教育専攻) (別表 16)
- (9) 介護福祉士国家試験受験資格に関する科目 (総合福祉学部社会福祉学科)
(別表 17)
- (10) 教育職員免許状に関する科目
- 1) 総合福祉学部
- (ア) 高等学校教諭一種免許状 (福祉) に関する教育課程 (社会福祉学科)
(別表 18)
- (イ) 養護教諭一種免許状に関する教育課程 (福祉心理学科) (別表 19)
- 2) 教育学部

- (ア) 幼稚園教諭一種免許状に関する教育課程 (初等教育専攻) (別表 20)
- (イ) 小学校教諭一種免許状に関する教育課程 (初等教育専攻) (別表 21)
- (ウ) 中学校教諭一種免許状 (社会) に関する教育課程 (中等教育専攻) (別表 22)
- (エ) 高等学校教諭一種免許状 (地理歴史) に関する教育課程 (中等教育専攻)
(別表 23)
- (オ) 高等学校教諭一種免許状 (公民) に関する教育課程 (中等教育専攻) (別表 24)
- (カ) 中学校教諭一種免許状 (英語) に関する教育課程 (中等教育専攻) (別表 25)
- (キ) 高等学校教諭一種免許状 (英語) に関する教育課程 (中等教育専攻) (別表 26)
- (ク) 特別支援学校教諭一種免許状に関する教育課程 (別表 27)
- (11) 司書教諭資格に関する科目 (総合福祉学部社会福祉学科・教育学部教育学科 (幼
保コースを除く)) (別表 28)
- (12) 司書資格に関する専門科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部
教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科) (別表 29)
- (13) 学芸員資格に関する専門科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学
部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科) (別表 30)
- (14) 社会福祉主事任用資格に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部・
健康科学部医療経営管理学科) (別表 31)
- (15) 身体障害者福祉司任用資格に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学
部) (別表 32)
- (16) 公認心理師資格に関する科目 (総合福祉学部福祉心理学科) (別表 33)
- (17) (公財)日本パラスポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格 (総合福祉学部・
総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科)
- (イ) 初級障がい者スポーツ指導員資格に関する科目 (別表 34)
- (ロ) 中級障がい者スポーツ指導員資格に関する科目 (別表 35)
- (18) 介護職員初任者研修の課程に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学
部・健康科学部医療経営管理学科) (別表 36)
- (19) レクリエーション・インストラクター資格に関する科目 (総合福祉学部・総合
マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表 37)
- (20) 福祉用具専門相談員に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部・健
康科学部医療経営管理学科) (別表 38)
- (21) 臨床美術課程に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学

- 部医療経営管理学科) (別表 39)
- (22) 社会貢献活動支援士課程に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部) (別表 40)
- (23) デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表 41)
- (24) 救急救命士課程に関する科目 (健康科学部医療経営管理学科) (別表 42)
- (25) スクールソーシャルワーク教育課程に関する科目 (総合福祉学部社会福祉学科) (別表 43)
- (26) 健康運動実践指導者に関する科目 (健康科学部医療経営管理学科) (別表 44)
- (27) キャリアと実践活動に関する科目 (健康科学部保健看護学科) (別表 45)
- (28) 開放科目 (別表 46)
- (履修方法)

第31条 本学を卒業するためには、その区分に従い、124 単位以上（ただし、健康科学部保健看護学科は 125 単位以上）を修得しなければならない。

(1) 基盤教育科目

各学部学科の履修単位数は以下の通りである。

学部名	学科名	科目区分								合計
		教養知識・スポーツ・健康系						キャリアアップ科目	TFU ステップアップ科目	
		導入教育	教養教育	ICT教育	外国語教育	国際教養理解	スポーツ・健康教育	キャリア形成系/自立学習系	社会参加・実践活動	
総合福祉学部	社会福祉学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
	福祉心理学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
	福祉行政学科	3	10	任意	6 (英語)	任意	4	任意	任意	23
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
	情報福祉マネジメント学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
教育学部	教育学科	3	10	2	6 (英語)	任意	4	任意	任意	25
健康科学部	保健看護学科	3	6	任意	7 (英語)	任意	4	任意	任意	20
	リハビリテーション学科	3	2	任意	6 (英語)	任意	4	任意	任意	16
	医療経営管理学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23

ただし、それぞれの超過した単位も関連科目として卒業単位に加算する。

(2) 専門教育科目

各学部学科の履修単位数は以下の通りである（いずれの単位数も以上を示している）。教育学部教育学科以外は必修単位数を示しており、教育学部教育学科は

各コースの履修方法にしたがって選択履修修得のこと。なお、各コースの教育課程は別に定める。

学 部 名	学 科 名	専門基礎科目	専門基幹科目	専門発展科目	関連科目	開放科目
総合福祉学部	社会福祉学科	28	32	6		
	福祉心理学科	22	26	16		
	福祉行政学科	22	32			
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	16	32			
	情報福祉マネジメント学科	26	38			
教育学部	教育学科	12	44～82※			
	初等教育専攻	12	44～82※			
	中等教育専攻	12	64～65※			
健康科学部	保健看護学科	27	78			
	リハビリテーション学科					
	作業療法学専攻	31	74			
	理学療法学専攻	31	70			
	医療経営管理学科	24	32			

ただし、それぞれの超過した単位も卒業単位に加算する。

※履修コースにより異なる。

(3) 各種課程

指定された学部では、各種資格の科目も卒業単位科目（関連科目）として履修ができる。

(4) 実習科目

各種実習科目の履修条件及び方法に関しては、各学科が別に定める実習規程による。

(5) 地域貢献関連資格科目

総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科では、初級障がい者スポーツ指導員資格に関する必修科目及び中級障がい者スポーツ指導員資格に関する必修科目、総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科では、レクリエーション・インストラクター資格に関する必修科目、健康科学部医療経営管理学科では健康運動実践指導者に関する必修科目を卒業単位（関連科目）として履修ができる。

(6) 開放科目

学部等が開講する専門教育科目のうち、他学部の学生の受講が可能であり、かつ、有意義であると認めたものを指定して開放する科目を卒業単位として履修できる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(単位互換派遣学生)

第33条 本学の学生で仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は本学の専門教育科目（関連科目）として認定する。但し、放送大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。

2 本学の学生で国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。

3 単位互換派遣学生の履修規程については、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第34条 教育職員の普通免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要資格を修得しなければならない。

2 本学の学部・学科等において当該所要資格を修得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

学 部	学 科	教育職員免許状の種類 (教科)
総合福祉学部	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状 (福祉)
	福祉心理学科	養護教諭一種免許状
教育学部	初等教育専攻	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状
	中等教育専攻	中学校教諭一種免許状 (社会) 高等学校教諭一種免許状 (地理歴史) 高等学校教諭一種免許状 (公民) 中学校教諭一種免許状 (英語) 高等学校教諭一種免許状 (英語) 特別支援学校教諭一種免許状

- 3 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、高等学校教諭一種免許状 (福祉) を得ようとする者は、別表 18 の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 4 総合福祉学部福祉心理学科の学生で、養護教諭一種免許状を得ようとする者は、別表 19 の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 5 教育学部教育学科 (初等教育専攻) の学生で、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状を得ようとする者は、それぞれ別表 20 及び別表 21 の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 6 教育学部教育学科 (中等教育専攻) の学生で、中学校教諭一種免許状 (社会)、高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)、高等学校教諭一種免許状 (公民)、中学校教諭一種免許状 (英語) 及び高等学校教諭一種免許状 (英語) を得ようとする者は、それぞれ別表 22、別表 23、別表 24、別表 25、別表 26 の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 7 教育学部教育学科 (初等教育専攻・中等教育専攻) の学生で、特別支援学校教諭一種免許状を得ようとする者は、別表 27 の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 8 司書教諭の資格を得ようとする者は、教育職員免許法による小学校、中学校または高等学校の教諭の普通免許状を取得し、学校図書館法第 5 条第 4 項並びに文部科学省令により本学が定める司書教諭に関する科目及び単位 (別表 28) を修得しなければならない。

(各種資格の取得)

- 第 35 条** 総合福祉学部の学生で社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士の指定科目 (別表 11) を修めて卒業しなければならない。なお、社会福

祉士を養成するための定員は別に定める。

- 2 総合福祉学部の学生で社会福祉士の短期養成施設に入所する者は、社会福祉士の基礎科目（別表 12）を修めて卒業しなければならない。
- 3 総合福祉学部の学生で精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士の指定科目（別表 13）を修めて卒業しなければならない。なお、精神保健福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 4 総合福祉学部の学生で精神保健福祉士の短期養成施設に入所する者は、精神保健福祉士の基礎科目（別表 14）を修めて卒業しなければならない。
- 5 保育士の資格（総合福祉学部社会福祉学科、教育学部教育学科初等教育専攻）を得ようとする者は、本学が定める保育士資格に関する専門科目及び単位（社会福祉学科は別表 15、教育学科は別表 16）を修得しなければならない。
なお、社会福祉学科及び教育学科初等教育専攻で保育士を養成するための定員はそれぞれ別に定める。
- 6 介護福祉士の国家試験受験資格（社会福祉学科）を得ようとする者は、別表 17 に定める科目及び単位数を修め卒業しなければならない。なお、介護福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 7 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で介護職員初任者研修修了の資格を得ようとする者は、本学が定める介護職員初任者研修の課程に関する科目及び単位（別表 36）を3年次までに修得しなければならない。
- 8 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で司書の資格を得ようとする者は、図書館法第5条第1項第1号により本学が定める司書資格に関する科目及び単位（別表 29）を修得しなければならない。
- 9 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法第5条第1項第1号により本学が定める学芸員資格に関する科目及び単位（別表 30）を修得しなければならない。
- 10 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で社会福祉主事の任用資格を得ようとする者は、社会福祉主事任用資格に関する科目（別表 31）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 11 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で身体障害者福祉司の任用資格を得

- ようとする者は、身体障害者福祉司任用資格に関する科目（別表 32）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 12 公認心理師の国家試験受験資格（福祉心理学科）を得ようとする者は、本学が定める公認心理師資格に関する科目及び単位（別表 33）を修得し卒業後、養成課程のある大学院等を修了しなければならない。
- 13 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で（公財）日本パラスポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「初級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、（別表 34）に定める科目を修めて卒業しなければならない。ただし、卒業までに2年以上の指導経験を有する（中級障がい者スポーツ指導員の資格取得条件の修得のため）については、必要な科目の履修修了後に所定の手続きをすることによって、初級障がい者スポーツ指導員資格を修得できる。
- 14 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で（公財）日本パラスポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「中級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、1年次に初級障がい者スポーツ指導員資格を修得し、2年次以降で（別表 35）に定める科目を修め、卒業までに3年間、計120時間（15日）以上の指導経験を積み卒業しなければならない。
- 15 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生でレクリエーション・インストラクターの資格を修得するためには、レクリエーション・インストラクター資格取得に関する認定専門科目（別表 37）により本学の3年次又は4年次のうち、1年間で指定科目を修得しなければならない。
- 16 健康科学部保健看護学科の学生で、看護師の国家試験受験資格を取得するためには別表 8 に定める科目及び単位を修得し卒業しなければならない。また、保健師及び助産師の国家試験受験資格を取得するためには別表 8 の欄外に定める所定の選択科目及び単位を修得しなければならない。
- 17 健康科学部リハビリテーション学科の学生で、作業療法士の国家試験受験資格を取得するためには別表 9—①、理学療法士の国家試験受験資格を修得するためには別表 9—②に定めるそれぞれの科目及び単位を履修方法にしたがって修得し卒業しなければならない。
- 18 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、福祉用具専門相談員の資格を修得するためには、福祉用具専門相談員資格に関する

科目（別表 38）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 19 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で臨床美術課程を履修する者は、臨床美術課程に関する科目（別表 39）に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 20 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会貢献活動支援士課程を履修する者は、社会貢献活動支援士課程に関する科目（別表 40）に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 21 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、デジタルコンテンツアセッサの資格を得ようとする者は、「デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目」（別表 41）に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 22 健康科学部医療経営管理学科の学生で、救急救命士の国家試験受験資格を得ようとする者は、「救急救命士課程に関する科目」（別表 42）に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 23 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程」を履修しようとする者は、「スクールソーシャルワーク教育課程に関する科目」（別表 43）に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 24 健康科学部医療経営管理学科の学生で、健康運動実践指導者の資格を得ようとする者は、「健康運動実践者に関する科目」（別表 44）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（単位数の算定基準）

第 36 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与及び学内単位互換)

第37条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の履修ならびに試験に関する規程は別に定める。

3 通学課程において修得した単位と通信教育課程において修得した単位は相互に転換することができる。

4 前項の学内単位互換に関する規程は別に定める。

(成 績)

第38条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍

(休 学)

第39条 疾病その他特別の理由により、3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第40条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して4年を越えることはできない。

3 休学期間は第18条の在学年限には算入しない。

(復 学)

第41条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

2 休学者が休学期間を過ぎても、復学・退学・休学の延長願を提出せず、許可を得なかった場合、学長は復学とみなし第62条に定める学費を徴収することができる。

(転 学)

第42条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受け

なければならない。

(留 学)

第43条 外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は第18条に定める在学期間に含めることができる。

(退 学)

第44条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく授業科目の履修を怠った者
- (2) 所定の期日以降3カ月授業料の納付を怠った者
- (3) 第18条に定める在学年限を越えた者
- (4) 第40条第2項に定める休学期間を越えて、なお修学できない者

第5節 卒業及び学士学位

(卒 業)

第46条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 第3学年次修了時の卒業判定時まで卒業に必要な単位を修得し、別に定める基準に基づいて、特に優秀な成績を修めたと認定された者については、第3学年次修了時に卒業を認めることができる。なお、早期卒業に関する規程は別に定める。

3 卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない。GPAについては、別に定める。

4 学長は卒業を認定した者に対して学位記・卒業証書を授与する。

(学士学位)

第47条 卒業した者には、次の区分に従い、学士学位を授与する。

学 部	学 科	学 位 名 称
総合福祉学部	社会福祉学科	学士 (社会福祉学)
	福祉心理学科	学士 (福祉心理学)
	福祉行政学科	学士 (福祉行政学)
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	学士 (産業福祉学)
	情報福祉マネジメント学科	学士 (情報福祉学)
教育学部	教育学科	学士 (教育学)
健康科学部	保健看護学科	学士 (看護学)
	リハビリテーション学科	学士 (リハビリテーション学)
	医療経営管理学科	学士 (医療経営管理学)

第6節 賞 罰

(表 彰)

第48条 学生及び本学学生を構成とする団体に表彰に値する行為があったものは、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(特待生)

第49条 全学の成績上位3%以内の学生のうち学術優秀、品行方正の者を選考の上、特待生とし授業料の全部又は一部を免除することができる。

(懲 戒)

第50条 学生で本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒を行う。

2 懲戒の種類は退学・停学・譴責とする。

3 前二項の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第7節 厚生補導

(厚生補導)

第51条 大学は学生の厚生補導に関して助言指導を行う。

2 前項の厚生補導の運営等に関する規程は別に定める。

(厚生施設及び保健)

第52条 本学に厚生施設を置く。

2 前項の厚生施設の運営等に関する規程は別に定める。

3 毎学年定期に学生及び教職員の健康診断を行う。

第8節 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・単位

互換学生及び外国人留学生等

(委託生)

第53条 官公庁・法人・外国政府及び他の大学等から委託された学生は、教授会の議を経て、学長は委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第54条 本学に研究生を受け入れることができる。

2 研究生は本学の卒業生又は同等以上の資格を有する者で、研究生を志願する者は、事前に指導教員の承諾を得た上、教授会の議を経て、学長によって入学を許可された者をいう。

3 研究生に関する規程は別に定める。

(聴講生)

第55条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第56条 本学所定の授業科目中、総合福祉学部、総合マネジメント学部及び教育学部の特定の科目について履修を希望する者がいるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別科目等履修生)

第56条の2 本学通信教育部の正科生で通学課程の授業の履修を許可された者を特別科目等履修生とする。

2 特別科目等履修生に関する規程は別に定める。

(単位互換学生)

第57条 仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校_の学生で本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学との協議に基づき、単位互換学生として履修を許可することができる。

2 国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、国内留学単位互換学生として履修を許可する。

3 単位互換学生の履修規程については、別に定める。

(外国人留学生・交換留学生)

第58条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の入学に関する規程は別に定める。

3 交換留学生については、本学と外国の大学又はそれに相当する高等教育機関との学生の留学に関する交流協定に基づき、学生を交換留学生として双方で受入ないしは派遣することがある。

4 交換留学生に関する規程は別に定める。

(準用規程)

第59条 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・単位互換学生・外国人留学生及び交換留学生には、別段の規定がない限り学生に関する規程を準用する。

第9節 学費

(学 費)

第60条 入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・教育環境整備費・厚生費等は、別添2の通りとする。

(課程履修費、任意の実験実習費等)

第61条 前条の他、資格取得のための課程履修費及び実験実習費等を別途徴収する。

(復学等の場合の学費)

第62条 復学を許可された学生の学費は、その者の入学年次に定められた学費をスライドさせた金額とする。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第63条 卒業年次以降の学年途中で卒業する見込の者は、当該期間の学費を納付するものとする。

(退学及び停学等の場合の学費)

第64条 学年の途中で退学し、又は除籍された者の当該期間の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

第65条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間中は在籍料を納付しなければならない。ただし、学期の途中で休学する場合は、その期の所定の学費は納入しなければならない。

2 在籍料は別に定める。

(委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生等の学費)

第66条 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生・交換留学生の入学検定料及び学費等については別に定める。

(納付した学費等)

第67条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及び関係法規に基づき処理する。

第10節 公開講座

(公開講座)

第68条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

第11節 雑 則

(細 則)

第69条 この学則に必要な細則は別に定める。

附 則

1. この学則は昭和37年4月1日より施行する。
2. この学則は昭和40年4月1日より施行する。
3. この学則は昭和45年4月1日より施行する。
4. この学則は昭和46年4月1日より施行する。
5. この学則は昭和47年4月1日より施行する。
6. この学則は昭和48年4月1日より施行する。
7. この学則は昭和49年4月1日より施行する。

8. この学則は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。
9. この学則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
10. この学則は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。
11. この学則は昭和 53 年 10 月 1 日より施行する。
12. この学則は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
13. この学則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
14. この学則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
15. この学則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。
16. この学則は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
17. この学則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
18. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
19. この学則は平成元年 4 月 1 日より施行する。
20. この学則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
21. この学則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
22. この学則は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
23. この学則は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
24. この学則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
25. この学則は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
26. この学則は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
27. この学則は平成 12 年 4 月 1 日より、①社会福祉学部の名称を総合福祉学部に変更するため、②社会福祉学科および福祉心理学科の収容定員を変更するため、③情報福祉学科の設置にともない、施行する。なお、平成 11 年度までに入学した学生は従前によるものとする。
28. この学則は平成 13 年 4 月 1 日より、①社会福祉学科に教育職員免許状「福祉」、情報福祉学科に教育職員免許状「情報」を設置にともない、②学都仙台単位互換ネットワークを設置にともない、施行する。なお、平成 12 年度までに入学した学生も平成 13 年 4 月開設の「福祉」・「情報」の教育職員免許状の科目履修を認める。
29. この学則は平成 14 年 4 月 1 日より、①学則第 3 条総合福祉学部に通信教育部社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科を設置、②学則第 26 条（編入学・転入学）に（5）を設けて、専修学校の専門課程からの編入学を可能にした。③社会福祉学科の保育士課程が「児童福祉法施行規則第 39 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施

設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13年厚生労働省告示第198号)により平成14年4月から適用されることにより、第30条(授業科目)2、(9)保育士資格に関する科目(別表18)を改正して平成14年度入学者から適用して施行する。④第30条(授業科目)2、(9)財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格(イ)初級障がい者スポーツ指導員資格に関する科目(別表39)を改正する。ただし、平成13年度までの入学者については、従前の例によることとする。

30. この学則は平成15年4月1日より、①総合福祉学部社会福祉学科に介護福祉士課程を設置するにともない、②学則第30条(授業科目)－2、(2)外国語科目(別表2)に「ハングル講座Ⅰ(コミュニケーションを含む)～Ⅵ」「中国語Ⅰ(コミュニケーションを含む)～Ⅵ」を新設するにともない、③学則第30条(授業科目)－2、(9)保育士資格に関する科目(別表18)に「ハングル講座Ⅰ(コミュニケーションを含む)～Ⅵ」「中国語Ⅰ(コミュニケーションを含む)～Ⅵ」を新設するにともない、④学則第30条(授業科目)－2、(12)(イ)教職に関する科目の教育職員免許法施行規則第66条の5に定める科目(別表21)に「ハングル講座Ⅰ(コミュニケーションを含む)～Ⅵ」「中国語Ⅰ(コミュニケーションを含む)～Ⅵ」を新設するにともない、⑤第30条(授業科目)の2(20)訪問介護員養成2級課程修了に関する指定専門科目(別表41)を新設するにともない、改正施行する。ただし、平成14年度までの入学者については、従前の例によることとする。

31. この学則は平成16年4月1日より、①第20条(入学資格)の変更にとともない、②第30条(授業科目)(22)レクリエーション・インストラクター資格取得に関する科目の設置、③(23)臨床美術士資格取得に関する科目の設置、④(24)感性デザイン課程に関する科目の設置および第56条の2に特別科目等履修生制度を設置することにより改正し、全学年に施行する。

32. この学則は平成17年4月1日より、①福祉心理学科に教育職員免許状「養護教諭1種普通免許状」を設置することにより、②第30条(授業科目)の2、(12)(リ)養護教諭1種普通免許状の養護に関する科目の設置、③第34条(教員免許状授与の所要資格取得)の2を変更し、施行する。なお、平成16年度までに入学した学生も、平成17年度4月開設の「養護教諭1種普通免許状」の教育職員免許状の科目履修を認める。さらに、④第30条(授業科目)の2、(33)臨床美術士資格取得に関する科目(別表43)の削除、⑤第30条(授業科目)の2、(25)福祉観光課程に関する科目の設置、⑥第30条(授業科目)の2、(26)スポーツマネジメント課程に関する科目

の設置、⑦第30条(授業科目)の2、(27)臨床美術課程に関する科目の設置、⑧第30条(授業科目)の2、(28)異文化コミュニケーション課程に関する科目の設置、⑨福祉観光課程・スポーツマネジメント課程・臨床美術課程・異文化コミュニケーション課程の設置に伴い第35条(各種資格の取得)に(22)～(25)を追加変更し、施行する。なお、④～⑨については、平成17年度入学生から適用し、平成16年度までに入学した学生は従前によるものとする。

33. この学則は平成18年4月1日より、新学部創設にともない、①第1条(目的、使命)を修正し、②学内組織の見直し(第5条、第9条、第10条、第13条)等をはかった。さらに、③第3条(学部)子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科の設置、④第30条(授業科目)の2、(1)基礎教養(別表1)、及び(2)外国語科目(別表2)の科目と履修方法の変更、⑤第30条の2、(4)―②子ども科学部の専門教育科目(別表17)の設置、⑥第30条(授業科目)の2、(4)―③健康科学部の専門教育科目(別表18)の設置、⑦第30条(授業科目)の2、(9)―②子ども科学部子ども教育学科に保育士資格に関する科目を設置、⑧第30条(授業科目)の2、(12)―①子ども科学部に教職に関する科目(別表37―①)(別表37―②)の設置、⑨第30条(授業科目)の2、幼稚園教諭1種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目(別表38―①、2種は別表38―②)及び小学校教諭1種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目(別表39―①、2種は別表39―②)を設置する。⑩第31条(履修方法)、(4)―②子ども科学部子ども教育学科及び(4)―③健康科学部保健看護学科の履修方法を規定する。⑪第34条(教員免許状授与の所要資格の取得)の2、子ども科学部に教育職員免許状「幼稚園教諭1種普通免許状」、「幼稚園教諭2種普通免許状」、「小学校教諭1種免許状」、「小学校教諭2種免許状」の設置、⑫第35条(各種資格の取得)の5、保育士資格に子ども科学部子ども教育学科を追加し、保育士資格の取得を可能とする。⑬さらに、第35条(各種資格の取得)の20、健康科学部保健看護学科において、看護師及び保健師の国家試験受験資格の取得を可能とする。⑭そのための授業科目を第30条(授業科目)2、に設置する。⑮第47条、学士学位の授与に子ども科学部子ども教育学科に「学士」(教育学)、健康科学部保健看護学科に「学士」(看護学)を追加する。⑯第60条(学費)、子ども科学部と健康科学部の入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・厚生費・後援会等を新たに設定する。ただし、平成17年度までに入学した学生は従前によるものとする。

34. この学則は平成19年4月1日より、大学の教員組織の変更にともない、①第9条(教職員)において従来の「助教授」を「准教授」に名称を変更し、「助教」を新設して施行する。また、特殊教育教員免許課程が、特別支援学校教員免許課程に移行するにともない、②第34条(教員免許状授与の所要資格の取得)の2及び6において、社会福祉学科に設置されている「養護学校教諭1種普通免許状の教科に関する科目」を「特別支援学校教諭1種免許状の教科に関する科目」へ再編成して施行する(別表28)。③従来の「基礎教養科目」「外国語科目」「健康とスポーツ科目」を再編し、「総合基礎科目」(別表1-①)を導入するとともに、各学科の科目を再編・再構成する(第31条、第32条)。ただし、健康科学部は従前の通りとする。④総合福祉学部情報福祉学科に2コース(情報応用コース、総合情報コース)を設置する(第30条(授業科目)2の(2)5の(イ)、(ロ))。⑤総合福祉学部の副専攻に「減災・予防福祉課程」を追加する。
35. この学則は、平成20年4月1日より、①総合福祉学部産業福祉学科及び情報福祉学科を、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科及び情報福祉マネジメント学科に独立・改組し、②健康科学部に新たにリハビリテーション学科(作業療法学専攻、理学療法学専攻)と医療経営管理学科を設置するとともに、③それにとりなう収容定員の見直しを行い施行する(第3条)。なお、④第30条(授業科目)2の(1)、総合基礎科目(別表1)を全学部共通科目として配置するとともに、(2)専門教育科目に新学部新学科の授業科目と第31条(履修方法)に履修方法をそれぞれ追加する。さらに、健康科学部保健看護学科の関連科目に授業科目を追加する(別表8)。また、⑤第34条(教員免許状授与の所要資格の取得)について、従来の「産業福祉学科」に設置されていた中学校教諭一種普通免許状(社会)、高等学校教諭一種普通免許状(公民)及び「情報福祉学科」に設置されていた高等学校教諭一種普通免許状(情報)の教員免許状を取り下げる。⑥産業福祉学科食品衛生コースに設置されていた食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取り下げる。⑦附属研究所・センター等に「キャリア推進センター」「次世代育成センター」「PCサポートセンター」を増設する(第5条)。⑧大学設置基準等の一部を改正する省令に伴い学部学科の教育研究上の目的を明確にした(第3条の4)。
36. この学則は平成21年4月より、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変更にともない、①保健看護学科のカリキュラム・履修方法の一部変更および卒業単位の変更(いずれも学則第31条、学則別表8)を行い施行する。また、「社会福祉士及

- び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」により、①資格取得のための履修科目を見直し、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士養成の新しい教育課程を編成する（別表11）（別表12）（別表13）（別表14）（別表17）。②それらにともなって、社会福祉学科の教育課程も再編成する（別表2）。③社会福祉士及び介護福祉士、精神保健福祉士養成課程において定員を設ける（第35条）。さらに、「福祉科一種普通免許状」の「教科又は教職に関する科目」の内容を変更する。なお、本学に付属病院としてせんだんホスピタルを置く（学則第7条、第9条）。学則本文（学則第60条）中の学費明細表を、別添2として本中から分離する。
37. この学則は、平成22年4月より①組織改組し、「社会貢献センター」を置く（第5条）。②教育職員免許法の一部改正にともない、教職に関する科目である「総合演習」を「教職実践演習」に変更（別表19）（別表26—①）（別表26—②）して施行する。また、③「異文化コミュニケーション課程」、「減災・予防福祉課程」の廃止と「社会貢献支援士課程」の設置にともない、第30条（授業科目）2（28）、第31条（履修方法）（3）、第35条（各種資格の取得）26を追加変更する。さらに、④「総合基礎科目」を再編（別表1）するとともに、総合福祉学部の各学科と子ども科学部子ども教育学科の教育課程を見直し（別表2）（別表3）（別表4）（別表7）、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科に専門科目を追加（別表5）する。⑤保育士資格に関する科目（別表15）（別表16）を再編し、特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目（別表21）、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の教職に関する科目（別表26—①）（別表26—②）、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状に関する科目（別表27—①）（別表27—②）（別表28—①）（別表28—②）をそれぞれ見直し施行する。
38. この学則は、平成23年4月より①専門基幹科目にリエゾン群（L群）を新設する（健康科学部を除く）ことにともない、「総合基礎科目」（別表1—①、別表2—②）及び各学科の教育課程（別表2、別表3、別表4、別表5、別表6、別表7）を変更し施行する。また、②「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正により、「保育士資格に関する科目」（別表15及び別表16）を変更する。それにともない、③教員免許状取得のための科目を一部変更する（別表26—①、別表26—②、別表27—①、別表27—②、別表28—①、別表28—②）。④総合福祉学部社会福祉学科社会福祉コース（保育士課程履修）の学生の幼稚園教諭一種普通免許状の取得を可能とする（第34条9）。⑤教育職員免許法施行規則の一部改正にともない、「福祉」

の教科に関する科目・単位数及び履修方法(別表20)を変更して施行する。⑥総合福祉学部社会福祉学科と福祉心理学科において、福祉用具専門相談員の資格取得を可能とし、第35条(各種資格の取得)に(20)として追加する(別表41)。さらに、⑦休学の場合(第65条)の学費を変更して施行する。

39. この学則は、平成24年4月より、①総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科及び情報福祉マネジメント学科のカリキュラムの一部を変更する(学則別表5、6)。②全学部学科へのリエゾン系科目の導入に伴い、健康科学部における総合基礎科目及び履修方法を変更する(別表1)とともに、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科、医療経営管理学科のカリキュラム・履修方法の一部を変更する(別表8、9-①、9-②、学則第31条)。③また、保健看護学科において、保健師受験資格を選択制とし(学則第35条の18)、卒業単位を変更する(学則第31条)。④精神保健福祉士法施行規則等の改正により、精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目及び精神保健福祉士受験資格に関する基礎科目を見直し(別表13、14)、社会福祉士受験資格に関する指定専門科目の一部を見直す(別表11)とともに、社会福祉学科並びに福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する(別表2、4)。⑤さらに第一種衛生管理者免許に関する科目(別表18)の一部を変更し、図書館司書養成科目及び学芸員養成科目の改正により、図書館司書資格に関する専門科目(別表30)及び博物館学芸員資格に関する専門科目(別表31)を見直すとともに、社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する(別表2、3、4)。⑥介護福祉士の資格取得の変更により、「資格」から「受験資格」と変更(学則第35条6)及び科目を追加し(別表17)、⑦学生表彰の対象に学生団体を追加する(学則第48条)変更、⑧学則第31条に(4)を追加し、施行する。

40. この学則は、平成25年4月より、①入学前の既修得単位等の認定において、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」及び「大学以外の教育施設等における学修」を明文化(学則第32条)、②防災・減災に関連する科目を移動・配置(学則別表1-1、2、3、4、5、6、7)、③精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目の履修年次及び単位数の一部変更(別表2、4、14)、④総合福祉学部社会福祉学科及び子ども科学部子ども教育学科の専門教育科目(専門基幹科目L群)(別表2、7)並びに保育士資格に関する科目(別表15、16)の一部変更、⑤教育実習の単位変更(別表2、3、19)⑥訪問介護員2級に関する科目の廃止及び介護職員初任者研修に関する科目の設置(別表39)、それに伴う福祉科の教科又は教職に関する科目

の一部変更(別表20)、⑦社会貢献活動支援士に関する科目の一部変更(別表48)をし、施行する。

41. この学則は、平成26年4月より、①第1条の目的、使命を一部変更(学則第1条)し、総合基礎科目を全学共通(学則別表1)とするとともに、全学科に地域共創関連科目を専門基幹科目に配置する(学則別表2~8、9-①、9-②、10)。同時に、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科及び医療経営管理学科に防災・減災関連科目を配置する(学則別表8、9-①、9-②、10)。履修方法に地域貢献関連資格科目を位置づける(学則第31条(5))。また、保育士資格に関する科目の一部を追加し(学則別表15及び16)、さらに特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目の一部変更(別表21)、及び副専攻に「デジタルコンテンツアセッサ課程」を設置し(学則第31条(3))、授業科目(学則別表49)及び各種資格の取得(学則第35条26)にそれぞれ追加変更する。さらに学内単位互換の規程を追加して実施する(学則第37条第4項)。②第5条(付属研究所・センター等)の地域連携を充実させるため社会貢献センターを社会貢献・地域連携センターに改組するとともに、経営情報・教育情報の調査分析等を行うIRセンターを新たに設置する。③GPA制度を導入するにあたり、第38条(成績)を4種の評語(優・良・可・不可)から5種の評語(秀・優・良・可・不可)に変更し施行する。④第46条(卒業)の条件を授業科目及び単位数取得から、授業科目及び単位数、GPA制度も導入して認定するに変更し施行する。⑤第41条では、休学期間完了後の学費について、事項を追加するとともに、第45条(除籍)においては、除籍の条件を追加し、一部を削除する。⑥第65条(休学の場合の学費)学期途中での学費に関する事項を追加し、変更施行する。なお、平成25年度まで入学した学生は従前によるものとする。
42. この学則は、平成27年4月より、①学部・学科再編に伴い、総合福祉学部社会教育学科を廃止し、福祉行政学科を設置。子ども科学部子ども教育学科を廃止し、教育学部教育学科初等教育専攻・教育学科中等教育専攻を設置。さらに、総合福祉学部社会福祉学科の入学定員を300名から400名に変更、新たに2学科の設置のため入学定員を1,100名から1,300名にするとともに、収容定員も4,400名から5,200名に変更施行する。また、産業福祉学科を廃止する(学則第3条)。②教職員職階の学長補佐を廃止し、副学長を置く(学則第9条)。③教授会組織及び審議事項の内容を変更する(学則第11条及び第13条)。④長期履修学生の規定(学則第17条の2)を追加する。⑤総合基礎教育科目を変更するとともに、地域共創科目を全学科の教

育課程に置く(学則別表1及び2~10)。保育士資格に関する科目(学則別表15、16)および教育職員免許状に関する科目(学則別表19~26)を再編成する。⑥副専攻としてデジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目を変更する(学則別表46)とともに、救急救命士課程に関する科目を置き(学則別表47)、社会福祉学科にスクールソーシャルワーカーに関する科目を配置する(学則別表48)。それに伴い、これらの資格を各種資格に追加する(学則第35条)。⑦教育課程の変更により、履修方法を変更する(学則第31条)。⑧各学部学科での教員免許状授与の所要資格取得を変更する(学則第34条)。⑨学部学科改組により、学士学位の名称を変更する(学則第47条)。⑩懲戒規程を変更する(学則第50条)。なお、平成26年度まで入学した学生は従前によるものとする。

43. 募集を停止していた情報福祉学科を廃止する。また、平成28年4月より教育学部教育学科中等教育専攻に特別支援学校一種普通免許取得に関する教育課程を設置する。なお、この学則は、平成27年度入学生より適用する。

44. この学則は、平成28年4月より、学則第33条の単位互換派遣学生及び学則第57条の単位互換学生の履修に対して規定を追加する。また、総合基礎教育課程を変更する(学則別表1-①、1-②)とともに、学科の専門教育課程を一部変更(学則別表2、3、4、5、6、7、10)し、履修方法も変更する(学則第31条)。それに伴い各種資格取得のための科目も変更する(学則別表17、19、20、28、31、33、36、46)。なお、平成27年度まで入学した学生は従前によるものとする。

45. この学則は、平成29年4月より、①通信教育部社会教育学科廃止に伴い学則第3条第1項第5号の一部変更、②総合基礎教育課程の一部を変更(学則第30条(1)、学則別表1-①、1-②)するとともに、履修方法も変更する(学則第31条)。また、③卒業試験の名称を変更する(学則第46条)。④各学科の専門教育課程を一部変更する(学則別表2、3、4、5、6、10)⑤精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目(学則別表13)、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目(学則別表37)、社会貢献活動支援士課程に関する科目(学則別表45)、デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目(学則別表46)、スクールソーシャルワーカーに関する科目(学則別表48)単位数及び履修年次の一部をそれぞれ変更する。さらに⑥総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科に「健康運動実践指導者に関する科目」を配置する(学則別表49及び学則第35条29)するため、学則の一部を変更し施行する。なお、平成28年度まで入学した学生は従前によるものとする。

46. この学則は、平成30年4月より、①健康科学部保健看護学科の入学定員を70名から80名に増員(学則第3条)し、②助産師国家試験受験資格を取得できる教育課程へと改編する(学則第35条18及び学則別表8)。また、③総合福祉学部福祉心理学科に公認心理師受験資格を取得できる教育課程へと改編する(学則本文第35条14及び学則別表4並びに学則別表33)。④総合基礎教育課程の科目を変更(学則別表1-①、学則別表1-②、学則別表1-③)し、社会福祉学科(学則別表2)、福祉行政学科(別表3)、産業福祉マネジメント学科(別表5)、情報福祉マネジメント学科(学則別表6)、医療経営管理学科(学則別表10)の教育課程をそれぞれ一部改正する。⑤資格に関する科目としては、第一種衛生管理者免許に関する専門科目(学則別表18)、高校福祉科一種普通免許状に関する教育課程(学則別表19)、養護教諭一種普通免許状に関する教育課程(学則別表20)、身体障害者福祉司任用資格に関する科目(別表31)、公認心理師国家試験受験資格に関する科目(学則別表33)、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目(学則別表37)、スポーツマネジメント課程に関する科目(学則別表43)、臨床美術課程に関する科目(学則別表44)の科目を一部変更する。⑥キャリアと実践活動に関する科目を追加する(学則別表50)。さらに、特待生に関する基準を追加し(学則本文第49条)、交換留学生の規定(学則本文第58条の3及び4)を追加する。なお、平成29年度に入学した学生は従前によるものとする。
47. 平成31年4月より、①「早期卒業」の規定を追加(学則本文第17条の2、第46条2)するとともに、「懲戒」規定の一部を変更する(学則本文第50条)。②「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」に基づき、学則本文第30条(授業科目)における「保育士資格に関する科目」(学則別表15、16)及び学則別表2、7、7-①、7-②の一部を変更。③「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針についての一部改正」に基づき、「介護福祉士受験資格に関する科目」(学則別表17)の一部を変更。④教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、「教育職員免許状に関する科目」を一部変更(学則別表19～26)。⑤総合基礎科目及び各学科の教育課程を一部変更し(学則別表1-①、1-②、2、3、4、5、6、7-①、7-②、10)、教育学科の履修方法を一部変更する(学則本文31条(2))。⑥「開放科目」を新設(学則別表46)。⑦副専攻の変更(学則本文31条(3))ことに伴い、副専攻教育課程学則別表

- 39～43 及び「各種資格の取得」から該当事項を削除するとともに、別表番号、項目番号を変更する。なお、平成31年度以前に入学した学生は従前によるものとする。
48. この学則は、令和2年4月より、総合基礎教育科目を基盤教育科目として改編する（学則別表1-①）。また、平成30年5月付「文部科学省 厚生労働省令第四号理学療法士及び作業療法士法第14条の規定に基づき、『理学療法士作業療法士養成施設指定規則』の一部改正」が行われたことにより、健康科学部リハビリテーション学科カリキュラム・履修方法の一部変更を行う（学則別表9-①、9-②）。それに伴いリハビリテーション学科における基盤教育科目および専門教育科目の履修方法を一部変更する（学則本文第31条）。なお、平成31年度（令和元年度）以前に入学した学生は従前によるものとする。
49. この学則は、募集を停止していた子ども科学部子ども教育学科を廃止し、令和2年1月より一部を改正し施行する。
50. この学則は、令和2年4月より、総合基礎教育科目を基盤教育科目として改編する（学則別表1-①、健康科学部保健看護学科は従前のため別表1-②）とともに、各学科の履修方法を変更する（学則本文第31条(1)）。また、平成31年4月5日付文部科学省の事務連絡に基づき、社会教育主事の養成課程の一部変更する（学則別表32）。これらの変更に伴い、各学科の専門教育課程（学則別表2～10）及び各種資格取得のための教育課程（学則別表15～17、19～25、28～32、40、41）並びに履修方法を一部変更する（学則本文第31条(2)）。さらに、各種資格の取得に関して、救急救命士受験資格取得対象学科から福祉行政学科を削除する（学則本文第35条24）。なお、平成31年度（令和元年度）以前に入学した学生は従前によるものとする。
51. この学則は、募集を停止していた総合福祉学部社会教育学科を廃止（学則本文3条）し、令和2年6月より一部改正施行する。
52. この学則は、令和3年4月より①教育学部教育学科中等教育専攻への中学校一種免許状（英語）及び高等学校一種免許状（英語）課程の設置（学則本文第34条、学則別表26、27）に伴い、教育課程（学則別表7、7-①、7-②、）及び履修方法（学則別表31）を一部変更する。さらに、新たな免許課程の設置とともに社会教育主事任用資格の廃止に伴い、別表番号を変更する。②「社会福祉に関する科目を定める省令」及び「精神障害者者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」に基づき、社会福祉士及び精神保健福祉士養成に係る開講科目を変更する（学則別表11～14）。

それに従い、各学科の教育課程を見直す(学則別表 2~4)とともに、「保育士資格に関する科目」(学則別表 15、16)及び「介護福祉士受験資格に関する科目」(学則別表 17)を一部変更する。③学則本文中の齟齬を修正する(学則本文第 24 条、第 31 条 (3))。④学則本文中の各条文の見出しの位置を変更する(全条)。⑤学科の掲載順を「学校法人梅檀学園寄附行為」と統一する(第 3、31、47 条)。⑥免許状・資格・学科等の名称・字句を統一する(第 30、31、34、35 条)。⑦その他、字句・表現の統一をはかり明確になるように修正する(第 2~8、10、12、13、17、20、31、36、40、51~54、56、58、59、61、66 条)。なお、令和 3 年度以前に入学した学生は従前によるものとする。

53. この学則は、令和 4 年 4 月より、①保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変更に伴い、保健看護学科のカリキュラム・履修方法の一部変更(新学則第 30 条・第 31 条)、②「民法の一部改正施行」に基づき、入学手続等関係提出書類の変更(新学則第 23 条)、保証人の保証に関する事項の変更(学則第 24 条)、③第一種衛生管理者資格の廃止(新学則第 30 条第 3 項第 10 号)、廃止により旧学則第 30 条第 3 項第 11 号から旧第 30 条第 3 項第 29 号を、新第 30 条第 3 項第 10 号から新第 30 条 3 項第 28 号に変更、さらに旧学則別表 19 から旧学則別表 47 を新学則別表 18 から新学則別表 46 に変更、④教育課程の充実を図るため、開設科目の名称変更追加、削除の変更(新学則別表 2・別表 3・別表 5・別表 6・別表 7・別表 7-①・7-②・別表 15・別表 16・別表 18~別表 26・別表 30・別表 40・別表 41)、⑤各種資格の取得で第一種衛生管理者資格取得に関する事項を廃止する。廃止に伴い旧学則第 35 条第 9 項から旧第 35 条 25 項を、新学則第 35 条第 8 項から新学則第 35 条 24 に変更する。⑥レクリエーションインストラクター資格取得に関する認定専門科目(新学則別表 37)において、新たに「看護学臨床実習」・「介護実習 I」の 2 科目を追加開講するとともに、7 科目を削除し、開講科目を変更、⑦スクールソーシャルワーク教育課程に関する科目(新学則別表 43)においては、スクールソーシャルワーカー資格取得に関する法改正の一部施行に基づき、開講科目を一部変更(令和 3 年度入学生より適用)、⑧委託生・研究生・聴講生・科目等履修生の入学選考を明確にするため一部条文の変更(新学則第 53 条・54 条・55 条・56 条)、⑨附則に第 53 項を新設するため学則の一部を変更し、改正施行する。

なお、令和 3 年度以前で入学した学生は従前によるものとする。

【学部・学科の教育研究上の目的】

建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成を目的として、以下の学部、学科を設置する。

I. 総合福祉学部

多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の育成を目的とする。

① 社会福祉学科

人間理解のための深い教養と福祉の専門知識を修得し、福祉領域における問題解決能力を有する人材を育成する。

② 福祉心理学科

人間理解の基礎となる心理学的視点や理論・方法を学び、人々の抱える心理的問題を分析・解決できる人材を育成する。

③ 福祉行政学科

「福祉」の視点を土台として、地域社会及び住民の福祉の向上に貢献する高い志と強い責任感・倫理観をもち、地域の諸問題に主体的に対応できる幅広い基礎能力を有する人材を育成する。

II. 総合マネジメント学部

人間活動におけるマネジメントの知識と能力をもち、リーダーシップを発揮しうる人材を育成することを目的とする。

① 産業福祉マネジメント学科

主として産業界にあって、経済的な効率経営に加えて、福祉的経営の視点も考慮することにより健全な経営を実現できる人材を育成する。

② 情報福祉マネジメント学科

豊かで活力ある福祉社会を実現させるため、経営に資するマネジメント能力や情報科学の活用力を兼ね備えた人材を育成する。

III. 教育学部

豊かな教養と人間性を基礎に据え、保育・教育への熱意、高度な専門性、研修意欲等を備え、乳幼児・児童・生徒の保育・教育に柔軟に対応できる人材を育成する。

① 教育学科

乳幼児・児童・生徒の発達の特性を活かした教育を研究するとともに、自らの実践を省察する能力を有する人材育成を目的とする。

IV. 健康科学部

ヒューマニティやノーライゼーションを基本に、人間を全人的に捉え、「生命の尊重」「人としての尊厳」を基盤にもつ人材を育成することを目的とする。

① 保健看護学科

すべての人を対象として、ヒューマンケアの思想を、保健・看護の現場で実践できる能力を有する人材を育成する。

② リハビリテーション学科

専門職となる医療現場に加え、「保健・福祉現場における地域リハビリテーション」を視野に入れた、健康増進・障害予防に関わるヘルスケアなど「理論と実践の融合」による調和のとれた人材を育成する。

③ 医療経営管理学科

保健・医療・福祉の経営に役立つ管理的知識と医学的知識を有し、医療情報を活用しうる専門的な人材を育成する。

別添2

【東北福祉大学 学費】

項 目	学 部 (学 科)	
	総合福祉・教育・総合マネジメント・ 健康科学部 (医療経営管理)	健康科学 (保健看護 ・リハビリテーション)
入 学 金 (入 学 時)	100,000円	100,000円
授 業 料 (年 額)	733,000円	1,000,000円
施設設備資金 (年 額)	241,000円	300,000円
教育環境整備費 (年 額)	50,000円	50,000円
厚 生 費 (年 額)	20,000円	20,000円
実験施設維持費 (年 額)	35,000円 (福祉心理学科)	250,000円
	25,000円 (情報福祉マネジメント学科)	
実 習 費 (1 年 次)		100,000円
後 援 会 費	24,200円	24,200円

- 1 2年次以降の学費はスライド制の適用により改訂する。
スライド制を適用するときの変動率（対前年度アップ率）は原則として次のものを基準とする。
 - (1) 授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものによる。
 - (2) 施設設備資金については消費者物価指数（総務省統計局調査）の対前年度アップ率による。
- 2 前項の学費納付の細則は別に定める。
- 3 2年度以降の実習費については別に定める。
- 4 学則第65条（休学の場合の学費）に基づく在籍料は、原則として、半期60,000円とする。厚生費等は別途徴収する。

卒業延期制度に関する特則

(趣旨)

第1条 この特則は、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度(以下「卒業延期制度」という。)に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 東北福祉大学学則(以下「学則」という。)第31条及び第46条に定める卒業要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することによって、在学年限が学則第18条に定める年数を超えないこと。
- (3) 学費等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 卒業延期制度の適用を希望するときは、在学の延長を許可することができる。

- 2 前項の在学を延長することができる期間は、1年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、1回を限度に、再度、在学の延長を許可することができる。

(手続き)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する者は、所定の卒業延期願を、本来卒業すべき年度の所定の期日までに教務部を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、所属学科の審査及び教授会の議を経て卒業延期制度の適用の可否を決定する。
- 3 卒業時期を延期し、在学の延長を許可された者(以下「卒業延期者」という。)に対しては、卒業延期許可書を交付する。
- 4 卒業延期者が、事情変更により本来卒業すべき年度の終了日の卒業を希望するときは、所定の期日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。
- 5 卒業延期者が、延長期間に係る納付金を所定の期限までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の終了日の卒業とする。

(授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は、授業科目を履修することができない。

(卒業時期)

第6条 卒業延期者の卒業の時期は、半年の在学延長者は前期の終了日、1年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日とする。ただし、9月末に卒業する予定の者が卒業延期する場合の卒業の時期は、半年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日、1年の在学延長者は前期の終了日とする。

- 2 前項にかかわらず、1年の在学延長者が半年での卒業を希望するときは、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取り扱い)

第7条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(納付金)

第8条 卒業延期者に係る在籍料は、半年間6万円、1年間12万円及び厚生費(2万円)とし、指定された期日までに納付しなければならない。

- 2 既納の在籍料は、返付しない。ただし、第4条第4項により、卒業延期許可取消願を提出し、卒業が認められた場合は既納の全額を、第6条第2項により、半年での卒業が認められた場合は既納の半年間分6万円を返付する。

- 3 卒業延期者については、施設設備資金、教育環境整備費及び後援会費は徴収しない。

(その他)

第9条 このほか、卒業延期制度に関する必要な事項は、学長が決定する。

附則

1. この特則は、平成28年4月1日から施行する。